

みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 6 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第3号

みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程

みなと温泉館管理規程（平成10年鳥取県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改正後	改正前
	<p><u>（指定管理者となることができない法人等）</u></p> <p><u>第4条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、</u> <u>条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理</u> <u>者」という。）の候補者の選定の決定に関する県</u> <u>の職員並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第</u> <u>180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委</u> <u>員（監査委員を含む。）が社長、副社長、代表取締</u> <u>役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、</u> <u>専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に</u> <u>就任している法人その他の団体は、指定管理者にな</u> <u>ることができない。</u></p>
<p>（料金）</p> <p><u>第4条 略</u></p>	<p>（料金）</p> <p><u>第5条 略</u></p>
<p>（規則）</p> <p><u>第5条 略</u></p>	<p>（規則）</p> <p><u>第6条 略</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。